

# 日本語における無情物・無意志の可能表現について<sup>1</sup>

大江元貴

## 1. はじめに

本稿は、日本語の分析的な可能形式「ことができる」が無情物主語・無意志動詞と共起した、拡張用法を主な考察対象とする。日本語の可能表現は、意志性の制約が強く働き、(1)の「話す」のような意志動詞が用いられなければならない、(2)の「(零下10度になる)」などの無意志動詞が用いられると非文法的になるとされている(井上1976, 寺村1982, 井島1991, 張麟声2001)。

(1) 彼は英語を話すことができる<sup>2</sup>。

(2) \*この辺では真冬だと零下10度になることができます。

(張麟声2001: 98)

しかし、先行研究の記述に反して、実際には以下の(3)、(4)のような無情物主語・無意志動詞と共起した可能表現(以下、「無情物・無意志の可能表現」と呼ぶ)が成立する場合がある。

(3) 地球はなぜ水惑星なのかという問題を考えてみましょう。それは地表温度によります。太陽から入ってくるエネルギーで地表が暖められ、地表は熱放射をして宇宙にエネルギーを捨てる。そのバランスで地表温度が決まっている。海は一気圧のもとでは、それが摂氏0度から百度の間であれば、存在できる。あるいは地表に雨が降ることもできる。  
(BCCWJ 『先端科学の現在』)

(4) 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようやく咲くことができる。  
(呂雷寧2011: 207)

本稿では、(3)、(4)のような無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因を明らかにすることを目的とする。

## 2. 先行研究

2節では、(3)、(4)のような無情物・無意志の可能表現を考察する上で関



ただし、以下の(9)のような〈自然現象〉を表す段階に至ると、可能表現は成立しなくなるとされている。

- (9) a. \*雨は降ることができる。 〈自然現象〉 (渋谷 1993: 8)  
 b. \*この花は咲くことができる。 〈自然現象〉 (森山 1988: 215)

しかし、先の(3)や(4)に示したように、実際には〈自然現象〉を表す文でも一定の条件下では可能表現が成立しうる。

- (3) (…)海は一気圧のもとでは、それが摂氏 0 度から百度の間であれば、存在できる。あるいは地表に雨が降ることもできる。  
 (4) 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が 20 度を少し下回ってようやく咲くことができる。

(8) の例と(3)、(4)の例は無情物が主語に立っているという点は共通するが、前者に用いられている動詞(「走る」「咲かせる」)は典型的に動作主を主語にとる意志性の高い動詞であるのに対して、後者に用いられている動詞(「降る」「咲く」)は典型的には変化対象を主語にとる無意志動詞である点で大きく異なる。(8)と(3)、(4)の違いは可能接辞「(rar) eru」による可能表現への置き換え可能性によっても確かめられる。(8)の文は「ことができる」だけでなく「(rar) eru」による可能表現も成立する((8')。このことから(8)の文は主語の能力を表す典型的な可能文である(1)や(5)のタイプに近い文であると考えられる<sup>5</sup>。

- (8') a. この車は 400 メートル 12 秒で走れる。  
 b. この花は 2 回花を咲かせられる。  
 c f. (1') 彼は英語を話せる。

(5') 太郎は 100 メートル 10 秒で走れる。

一方、本稿で注目する(3)や(4)は、「(rar) eru」による可能表現が成立せず、典型的な能力文からの類推によって成立しているわけではないことがわかる((3'), (4'))。

- (3') \*(…)海は一気圧のもとでは、それが摂氏 0 度から百度の間であれば、存在できる。あるいは地表に雨が降れもする。  
 (4') \*温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が 20 度を少し下回ってようやく咲ける。 (呂雷寧 2011: 207)

森山 (1988)、渋谷 (1993, 1995) が主体性という概念を用いて、日本語の可能表現が成立する範囲を示そうとしたことは重要であり、本稿でもこの主体性の概念を援用して分析を行う。ただし、〈自然現象〉の段階でも可能表現が

成立しうるといふこと((3), (4))から、森山(1988)、渋谷(1993, 1995)が想定している範囲よりも広い範囲で、日本語の可能表現は成立すると考えなければならない。さらに、同じ〈自然現象〉段階でも可能表現が成立する場合としない場合があるという事実((3), (4)と(9)の対立)は、主体性とは別の観点からも考察する必要があることを示している。

## 2.2 「事態の望ましさ」「本来的性質」という観点からの分析

無情物・無意志の可能表現を一律に成立不可と見ている従来の研究に対して、一定の条件下では無情物・無意志の可能表現も成立しうるとを指摘している研究に、呂雷寧(2008, 2011)がある。呂雷寧は(10)などの無情物・無意志の可能表現の実例がインターネット上で見つかることを指摘し、その成立条件について考察している。

- (10) a. 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようやく咲くことができる。  
 b. …自然が豊かで空気が澄み切っているからこそ、星が美しく輝くことができるという訳です。(呂雷寧 2008: 283)

呂雷寧(2011)は、無情物・無意志の可能表現が成立するのは、「事態に対する評価がプラス、あるいは評価性を伴わない場合」でかつ「当該の文が事物の本来的性質を表している場合」であると述べる<sup>6</sup>。例えば、(10)の「桜が咲く」「星が輝く」という事態はプラス評価をしていると解釈しやすく、いずれも「桜」「星」の本来的性質を表している。また、(11)は、事態が望ましいかどうかを判断しがたいが、事物(「コレステロール」)の本来的性質を述べている。このような場合には、無情物・無意志の可能表現が成立する。

- (11) 本来コレステロールは油の一種であり、それだけでは水を主成分とする血液中に溶けることはできないので、血液中ではリポ・タンパクという特殊なタンパク質と結合して存在します。(呂雷寧 2011: 208)

一方、(12)のように、望ましい事態であっても事物の本来的性質を表しているとは見なせない例、あるいは(13)のように事物(「包丁」)の本来的性質を表していても、社会通念的に事物の望ましくない性質を表していると判断されるような例では、無情物・無意志の可能表現は不自然になるとしている。

- (12) \*前日は雨で試合が中止だったが、この日は無事晴れることができた。  
 (13) \*包丁はずっと使わなければ錆びることができる。

(呂雷寧 2011: 209)

呂雷寧が、無情物・無意志の可能表現の成立条件として挙げている 2 つの条件のうち、「事態の望ましさ」に関する条件は、意志動詞が現れる可能表現にもあてはまる制約である。例えば、(14)の場合、「自白する」や「(あの大好きな同級生に) 会う」という事態は、主語（「あの犯人」「私」）にとって望ましくないという解釈が普通であり、この場合、可能表現は成立しなくなる。望ましさに関する制約は、無情物・無意志の可能表現に限らず、日本語の可能表現が成立するための必要条件であると考えてよいだろう。

(14) a. ? 粘り強く取り調べを行えば、あの犯人も自白することができるだろう。

b. ? 私は地元に戻ると、あの大好きな同級生に会うことができる。

それに対して、「本来的性質」の条件については、検討の余地がある。以下の(15)、(16)ではいずれも無情物・無意志の可能表現が自然に成立しているが、假定形（「続くことができれば」）や過去形（「並ぶことができました」）をとっていることからわかるように、これらの文が何らかの事物の本来的性質を表しているとは考えにくい。

(15) 私はいま日本の技術が低いということを言っているんじゃないんです。高いということについては私も誇りを持っております。しかし、こういうピークの状態がいついつまでも続くことができれば幸いです。しかし、産業的にはどんどんキャッチアップをされてくる、こういう問題もあるわけです。（BCCWJ 国会会議録）

(16) このレースで、今年的中したGIの数が「8」になりましたので、去年的の中本数に並ぶことができました。今年、残る6レースで1つでも当たれば自己ベスト更新ですが（笑）、さとうまくいきますか？

（BCCWJ Yahoo!ブログ）

さらに、以下の(17)と(18)はいずれも望ましさの制約に抵触しておらず、かつ「このろうそく」の本来的性質を述べていると解釈できるが、(17)と(18)では文の容認度に明確な差が存在する。

(17) \*このろうそくは燃えやすく作ってあり、非常に簡単に燃えることができる。

(18) このろうそくは一旦火をつけると8時間は燃えることができる。

以下の(19)と(20)も同様に、「雪」の本来的性質を表しているが、容認度に差が見られる。

(19) \*雪は、11月から12月頃に徐々に気温が低くなってくると、降ること

ができる。

- (20) 雪は、上空の気温の低さや水分の存在など様々な気象条件がそろって  
はじめて降ることができる。

呂雷寧 (2008, 2011) は、従来の研究で一律に成立不可と見なされていた無情物・無意志の可能表現の中にも、一定の条件下では成立するものがあることを指摘している研究として、非常に重要である。ただし、「事態の望ましさ」は日本語の可能表現一般にあてはまる制約であり、「本来的性質」は無情物・無意志の可能表現成立の必要条件というわけではなく、容認度の差が本来的性質という観点からは説明できない事例がある。このことから、無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因を明らかにするためには、「事態の望ましさ」「本来的性質」とは異なった観点から検討する必要がある。

### 3. 無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因

この3節では、無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因に関する本稿の分析を示す。先に結論を述べると、無情物・無意志の可能表現の成立には、「主語の主体性」と「事態実現を阻む抵抗力」という2つの意味的要因が関わっているということを主張する。以下、3.1節で「主語の主体性」、3.2節で「事態実現を阻む抵抗力」についてそれぞれ検討を行う。

#### 3.1 主語の主体性

無情物・無意志の可能表現の成立を支える要因の1つは、「主語の主体性」である。ここで再度、森山 (1988) の議論を詳しく検討する。森山 (1988) は種々の言語表現との共起関係から、以下のような主体性の階層があることを示している<sup>7</sup>。

主体性の段階：〈人間動作主〉段階 > 〈有情物動作主〉段階 > 〈経験者〉  
段階 > 〈自発的発生〉段階 > 〈自然現象〉段階

本稿では、〈自然現象〉のさらに下の段階として、「ドアがあく」「ろうそくが燃える」などの主語名詞句とは別に必ず使役主が必要になる〈被使役的現象〉の段階を設定することで、日本語の可能表現が成立する範囲が明確に示されると考える。本稿の議論に関わる無情物・無意志の事態は、〈自発的発生〉段階以下の3つの段階である。それぞれの段階に対応する例文が以下の(21)～(23)である。



うる主語と動詞の組み合わせは、自らの力で変化しうる事態を表す一方で、多くの場合対応する他動詞が存在する（「溶ける/溶かす」「育つ/育てる」）ことからわかるように、使役主を想定することも可能だからである。

(28) 氷が [難なく/楽に] 溶けた。 / 植物が [難なく/楽に] 育った。

(29) 氷が自然に溶け始めた。 / 植物が自然に育ち始めた。

ここで、わざわざ「〈自発的発生〉になりうる主語と動詞の組み合わせ」と述べているのは、使役主が必ず想定される(28)は、〈自発的発生〉ではなく、〈被使役的現象〉に分類されると考えるからである。森山(1988: 215)は、〈自発的発生〉について、「自発的に発生する(自発的变化可能 self-changeableと言っても同じ)動作ということは自然現象などの自然に発生する動作、または、道具などが自ら動くような表現である」と述べており、(28)のように使役主がいて自発的に変化を起こしていない場合には、この〈自発的発生〉の定義から外れることになる。「難なく」「楽に」と共起した場合には強制的に〈被使役的現象〉になるということは、逆に言えば〈自発的発生〉はこれらの副詞とは共起しえないということである。そうすると、副詞の共起関係において、〈自発的発生〉と〈自然現象〉は同じ特徴を持つことになる(下表参照)。

表 主体性の段階と副詞との共起関係

	「難なく/楽に」	「自然に」	主体性の段階
〈自発的発生〉			
〈自然現象〉	×	○	高
〈被使役的現象〉	○	×	低

〈自発的発生〉と〈自然現象〉の区分については、森山(1988)においても判然としない部分がある。〈自然現象〉は〈自発的発生〉と区別され、主体性がより低い階層に位置づけられている一方で、先の〈自発的発生〉に関する引用部にあるように、〈自然現象〉が〈自発的発生〉の一部であると解釈できる記述がなされている。定義の問題だけではなく、言語現象においても両者の区別がはっきりしない点がある。森山(1988)では、〈自発的発生〉と〈自然現象〉を区別する言語現象として、(本稿の議論の対象である「可能表現」を除くと)「ヲ使役」と「同時動作を表すナガラ」の2つが挙げられており、〈自発的発生〉はこれらの表現と共起できるが、〈自然現象〉は共起できないとされている。しかし、「雨を降らせる(雲)」や、「太陽が燃えながら輝いている」など、〈自

然現象)でもこれらの表現と共起する例文が容易に作れる。このように、〈自発的発生〉と〈自然現象〉の区別については、より詳細な検討が必要であるが、両者の区別と位置づけを詳細に論じることは本稿の趣旨から外れるので、これ以上深く立ち入らない。本稿の議論において重要なのは、〈被使役の現象〉が、主語の力だけで事態を成立させることができず使役主を必ず必要とすることから、〈自発的発生〉および〈自然現象〉よりも主体性の段階において低く位置づけられるということである。

以上の議論を踏まえ、無情物・無意志の可能表現が成立している例を見ると、〈自発的発生〉〈自然現象〉の段階に対応する例文が多く観察される。(21)、(22)の文に対応する例を以下に示す。

- (30) 「きっと、砂糖のモヤモヤは砂糖が液体になったモヤモヤなんだ。砂糖は液体に変化することで水に溶けることができるんだ。」

(BCCWJ 『子どもの感性がつくる理科授業』)

- (31) 南国生まれの観葉植物にとって、夏は最も生き生きと育つことができる季節です。戸外の太陽の下で伸び伸びと育てたいものです。しかし、この場合も葉焼けしやすい種類は、遮光が必要です。

(BCCWJ 『よくわかる観葉植物』)

- (32) 地球はなぜ水惑星なのかという問題を考えてみましょう。それは地表温度によります。太陽から入ってくるエネルギーで地表が暖められ、地表は熱放射をして宇宙にエネルギーを捨てる。そのバランスで地表温度が決まっている。海は一気圧のもとでは、それが摂氏0度から百度の間であれば、存在できる。あるいは地表に雨が降ることもできる。

- (33) 太陽はなぜ、真空の宇宙で燃えることができるのですか? (yahoo 知恵袋 [http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question\\_detail/q1012914590](http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1012914590))

以下の(34)、(35)でも、無情物・無意志の可能表現が自然に成立しているが、いずれも使役主は想定できない事態を表している。

- (34) 固体状の衛星にあった、水素、ヘリウムは、ガスであれば吹き飛ばされる。固体状の衛星にあった、原子番号、6, 7, 8, 炭素、窒素、酸素は重めであったので吹き飛ばされずに残ることが出来た。

(BCCWJ Yahoo!ブログ)

- (35) このような構造の軸索では電流は絞輪部から絞輪部へととびとびに流れる。このため脊椎動物の軸索を活動電位は極めて速く伝わることが

できる。

(BCCWJ 『生命の科学』)

一方、〈被使役的現象〉を表す文を見ると、無情物・無意志の可能表現は基本的に成立しない ((36)).

(36) a. \*このドアは一流職人によって作られており、滑らかにあくことができる。

b. \*このろうそくは燃えやすく作ってあり、非常に簡単に燃えることができる。

このことから、無情物・無意志の可能表現は、〈被使役的現象〉の段階よりも高い主体性を有することが必要になると考えられる。

### 【無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因 1】

無情物・無意志の可能表現が成立するためには、主語の主体性において、〈被使役的現象〉よりも高い主体性が必要になる。

以下の (37), (38) は、上記の主張の反例に見える例である。(37), (38) では、「ことができる」が〈被使役的現象〉を表す文と共起しているが、容認度が比較的高い。

(37) a. ?このドアは普通のドアより開閉角度が広く、最大 270 度まであくことができる。

b. ?このろうそくは一旦火をつけると 15 分燃えることができる。

(38) シャベリ、食べ、歌い、笑うなどしながら絶えず動いている唇。唇の印象は、その人の品性を物語るものです、というのととてもこわいですが、リップのぬり方や気の使い方、カサついた唇も薄い唇も変わることができるので努力は必要。(BCCWJ 『ブランドコスメ』)

これらの例は、本稿の主張の反例ではなく、むしろ無情物・無意志の可能表現に主語の主体性が関わっていることを示す例である。「太陽が燃える」と「ろうそくが燃える」の対比からもわかるように、主体性の度合いは動詞の性質だけでなく、主語との関係を考慮しなければいけない。これは、森山 (1988) が主語と動詞との関係で主体性を捉えようとしていることから明らかである。さらに本稿ではこの考え方を一歩推し進めて、同じ主語・動詞の組み合わせであっても、共起する表現や談話的文脈によって主体性の度合いは変わりうるという考え方を提案したい。このような見方をとることで、(37), (38) で無情物・無意志の可能表現の容認度が高くなっていることが自然に捉えられ

る。「ドアがあく」「ろうそくが燃える」という事態の成立そのものの可否は全面的に使役主の影響下にあるが、(37)のように「ドアがあいた結果ドアが270度の位置まで移動する」「ろうそくが点火した後15分燃え続ける」という事態成立後の結果状態や持続は、使役主が存在しなくても実現しうる事態であり、使役主とは独立した事態として認められる。(37)では、事態認知の上で使役主の存在が背景化し、相対的に主語の主体性が上がっているために、無情物・無意志の可能表現の容認度も上昇しているのである。(38)は(37)のように結果状態や持続時間には言及していないが、使役主が背景化されているという点では(37)と同じである。(38)では、談話全体が主語(「唇」)の性質を述べることを主眼とする文脈になっていることが重要である。このような文脈では主語で表される事物の性質・力が描写の中心となっているため、相対的に使役主の関与は度外視されやすくなる<sup>10</sup>。このように、(37)や(38)のような例は〈被使役的現象〉を表してはいるものの、共起する表現や談話的文脈によって主語の主体性の度合いが高くなっており、そのために無情物・無意志の可能表現が容認されやすくなっていると考えることができる。

以上、無情物・無意志の可能表現は、基本的には、〈被使役的現象〉の段階よりも高い主体性が求められることを見た。この記述は、森山(1988)や渋谷(1993, 1995)が(39)や(40)が非文になることから〈自然現象〉段階では可能表現が成立しないと結論付けた記述と一見相反する。

(39) \*雨は降ることができる。

(40) \*この花は咲くことができる。

本稿では(39)や(40)が不自然なのは主体性の制約に抵触しているためではないと考える。主体性の問題でないとすると、なぜ、(39)や(40)では無情物・無意志の可能表現が成立しないのだろうか。また、(37b)を(41)のようにすると、容認度がより高くなるが、これはなぜであろうか。これも主語の主体性という観点からは説明できない。

(37) b. ?このろうそくは一旦火をつけると15分燃えることができる。

(41) このろうそくは一旦火をつけると8時間は燃えることができる。

これらの問いに答えるため、次の3.2節で、無情物・無意志の可能表現の成立を支えるもう1つの意味的要因である「事態実現を阻む抵抗力」について検討する。

### 3.2 事態実現を阻む抵抗力

無情物・無意志の可能表現が成立している文を観察すると、主語の主体性とは別に、もう1つ大きな特徴があることに気付く。それは、いずれも事態の実現を阻む何らかの抵抗力を克服して事態が実現する、あるいは抵抗力があるために事態が実現しないことを表す文脈になっているということである。呂雷寧(2008, 2011)が無情物・無意志の可能表現が成立している例として挙げている例も全て、この抵抗力の存在が強く読み取れる例文になっている。2節で挙げた呂雷寧(2008, 2011)の例文を以下に再掲する。

(42) a. 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようやく咲くことができる。

b. …自然が豊かで空気が澄み切っているからこそ、星が美しく輝くことができるという訳です。

(43) 本来コレステロールは油の一種であり、それだけでは水を主成分とする血液中に溶けることはできないので、血液中ではリポ・タンパクという特殊なタンパク質と結合して存在します。

(42)は「気温が20度を少し下回ってようやく」「自然が豊かで空気が澄み切っているからこそ」という限定的な条件下で事態が実現することを表しており、事態実現を阻む抵抗力が存在することが示されている。(43)の例は「油の一種であるコレステロールは水を主成分とする血液中には溶けない」という抵抗力のために「溶ける」という事態が実現しないことが述べられており、さらに「リポ・タンパクという特殊なタンパク質と結合」することによって、はじめて「溶ける」という事態が実現することが暗に示されている。

コーパスから得られた実例においても同様の特徴が見られる。(44)、(45)では「光さえあれば」「空気を充填してはじめて」という表現がいずれも限定的な条件下で事態が実現することを表しており、事態実現を困難にする原因、すなわち事態実現を阻む抵抗力が存在することが示されている。

(44) 藍色細菌は、従属栄養の細菌と違って、光さえあれば増えることができ、かつ細胞表層の微細繊維を使って滑走運動により移動できるようになり、地球上のありとあらゆるところで繁茂するようになった。

(BCCWJ 『ミトコンドリアはどこからきたか』)

(45) 沈むために作られている潜水艦は、メイン・バラスト・タンクに空気を充填してはじめて浮くことができる。

(BCCWJ 『雷撃深度一九・五』)

以上の観察から、無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因の2つ目として、以下のような条件が関与していることを主張する。

### 【無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因2】

無情物・無意志の可能表現が成立するためには、事態実現を阻む抵抗力の存在が必要になる。

上記の主張と関連して議論しておくべきことが2点ある。1つは、事態実現を阻む抵抗力は、必ずしも「～してようやく」「～からこそ」「～さえ…ば」「～してはじめて」などの表現によって明示されなければならないわけではないということである。例えば、(46)ではそのような表現は用いられていないが、「通常、酸素の存在しない真空の宇宙では物質は燃えない」という前提知識の下で、「太陽が（真空の宇宙で）燃える」のは何故かという質問がなされており、言語的には示されていないが「真空の宇宙」という環境が「太陽が燃える」という事態実現を阻む抵抗力と認識されている。

(46) 太陽はなぜ、真空の宇宙で燃えることができるのですか？

(47), (48)でも「情報や行為が双方向で流れる」「ピークの状態が続く」という事態が容易には成立しないことが文脈から読み取れる。

(47) 人脈での手入れとは何かと考えてみましょう。それは、人脈という血管の中を、いつでも、自由自在に必要な情報や行為が、双方向で流れることができるような状態を保っておくことです。それは大変なことみたいですね。ひと仕事になりますよ。

(BCCWJ 『「人脈」創る・育てる・活かす』)

(48) 私はいま日本の技術が低いということを言っているんじゃないんです。高いということについては私も誇りを持っております。しかし、こういうピークの状態がいついつまでも続くことができれば幸いです。しかし、産業的にはどんどんキャッチアップをされてくる、こういう問題もあるわけです。

「事態実現を阻む抵抗力が必要」という本稿の主張に関連して議論しておくべきことがもう1つある。それは、一定の条件下で事態が成立することを表す(42)～(48)の例文を見ると、「事態実現を促す条件の存在が必要」という見方も成り立ちそうだが、無情物・無意志の可能表現の成立に重要なのは、「事態実現を促す条件」の方ではなく、「事態実現を阻む抵抗力」の方だということである。

これは、事態実現を阻む抵抗力の存在が読み取れる (49) を (50) のように自然な事態実現を表す文に変えると容認度が著しく低下することから示される。

- (49) a. 雪は、上空の気温の低さや水分の存在など様々な気象条件がそろってはじめて降ることができる。  
 b. 心臓の強力なポンプがあるからこそ、血液は全身をくまなく流れることができる。
- (50) a. \* 雪は、11月から12月頃に徐々に気温が低くなってくると、降ることができる。  
 b. \* 血管があるので、どの動物でも血液は全身を流れることができる。

(50)でも「気温の低下」や「血管があること」という条件は存在するにもかかわらず、容認度がきわめて低いことから、単に条件があればよいのではなく、抵抗力を克服して事態が実現するということが重要であることがわかる。

事態実現を阻む抵抗力という2つ目の意味的要因を考慮に入れると、3.1節の最後に示した問題も説明可能となる。(51)、(52)が不自然なのは、事態実現を阻む抵抗力の存在が読み取れないからである。

- (51) \*雨は降ることができる。  
 (52) \*この花は咲くことができる。

また、(53a)よりも(53b)の方が容認度が高いのは、「ろうそくが15分燃える(燃え続ける)」ことに比べ、「ろうそくが8時間燃える(燃え続ける)」ことの方がより困難であり、そこに抵抗力(燃え続けることを阻む力)の存在が読み込みやすくなるからである。

- (53) a. ?このろうそくは一旦火をつけると15分燃えることができる。  
 b. このろうそくは一旦火をつけると8時間は燃えることができる。

#### 4. 可能表現における「主語の主体性」「事態実現を阻む抵抗力」

ここまで、無情物・無意志の可能表現の成立には、「主語の主体性」と「事態実現を阻む抵抗力」という2つの意味的要因が関わっていることを指摘した。この4節では、無情物・無意志の可能表現の成立にこの2つの意味的要因が関わっていることの意味について検討する。

「主語の主体性」に関する議論は、森山(1988)、渋谷(1993, 1995)の議論の延長として位置づけられるだろう。日本語の可能表現は、一般的に有情物主語・意志動詞が現れる〈人間動作主〉段階の文としか共起しないと考えられ

ていたのに対し、森山（1988）、渋谷（1993, 1995）が、〈有情物動作主〉〈経験者〉〈自発的発生〉の段階でも可能表現が成り立つことを指摘した。本稿は、さらに〈自然現象〉の段階であっても可能表現が成立することを指摘したことになる。〈自然現象〉の段階でも可能表現が成立しうること自体は、呂雷寧（2008, 2011）が挙げる例文でも示されていることであるが、本稿の分析は、〈自然現象〉の段階で可能表現が成立しうるという事実とともに、〈被使役的現象〉の段階では基本的に無情物・無意志の可能表現が成立しないという事実も同時に捉えられるという点に利点がある。連続的スケールをなす主語の主体性という観点を日本語の可能表現の分析に用いることの有用性が、本稿の分析によって改めて示されたことになる。

つづいて、「事態実現を阻む抵抗力」が無情物・無意志の可能表現の成立に関わっていることの意味を考える。本稿では、事態実現を阻む抵抗力は、非典型的な可能表現の成立には共通して関わる意味的要因であると考えている。そのことを示すために、無情物・無意志の可能表現以外の2つの非典型的な可能表現に関わる現象を紹介する。

まず、実現可能に関する先行研究の分析を見る。実現可能とは、(54)のような、現実世界において事態が実現したこと（実現しなかったこと）を表す可能表現である。

(54) 三日かかってようやくレポートが書けた。 (渋谷 1993: 14)  
井島（1991: 160）が、「〈可能〉は〈状態性〉という意味素性を持つことからわかるように、本来潜在的なものと言いうことができる。事態が実現したことを表す場合もあるが、それはむしろ補助的・付加的な機能であろう」と述べているように、実現可能は可能表現において非典型的な用法として位置づけられる。林青樺（2007）は、以下の(55)と(56)の対比を挙げ、実現可能を表す文の背後には、「事象成立の不確かさ」が常に潜んでおり、主体にとって「得難い」事態を表すという意味特徴があると述べている。(55)はその「得難い」事態という意味特徴を満たしていないために不自然になっている。

(55) ? 横綱朝青龍は入幕したばかりの新入力士に勝てた。

(56) 入幕したばかりの新入力士が横綱朝青龍に勝てた。

(林青樺 2007: 40)

「事象成立の不確かさ」「得難い事態」という意味特徴を本稿の議論から考えると、それは「事態実現を阻む抵抗力」の存在によって生じている意味であると捉え直される。「事象成立の不確かさ」「得難い事態」が事態そのものの特徴

に注目した記述であるのに対して、本稿の「事態実現を阻む抵抗力」は、事態をそのように特徴づける力に注目した記述であるという違いはあるものの、基本的には同質の意味特徴を指摘していると考えられる。

もう1つ非典型的な可能表現として、否定文を補文にとる「ことができる」をとりあげる。渋谷（1993, 1995）は(57)や(58)などの例を挙げ、「ことができる」は否定文も補文にとれることを指摘している。

(57) 被告人に異議のないときは、前項の猶予を置かないことができる。

(58) ぼくは3日ぐらい酒を飲まないことができる。 （渋谷1993: 8-9）  
可能接辞「(rar) eru」による可能表現が形態的な制約から、否定形式の面接を全く許さないのに対して、「ことができる」では(57), (58)のような例が成立するという渋谷（1993, 1995）の指摘自体は正しい。ただし、注意しなければならないのは、「ことができる」もそれほど自由に否定文を補文にとれるわけではなく、(59)のように不自然になる場合の方が多いということである。

(59) a. ? 筆記試験で基準点に満たない場合には合格を認めないことができる。

b. ? この国家資格試験の点数は原則非公開なので公開しないことができる。

(59)に対して、(60)では「ことができる」による可能表現が自然に成立する。

(60) a. 筆記試験で基準点に達していても、面接で不適格と認定された場合には合格を認めないことができる。

b. この国家資格試験の点数は原則公開だが、主権機関が申請を行えば公開しないことができる。

(59)は、「基準点に満たない→不合格」「原則非公開→非公開」という、一般的な規定に従った措置を表している。それに対して、(60)は、「基準点に達する→不合格」「原則公開→非公開」という通常の規定からは外れた措置が、「面接で不適格と認定された場合」「主権機関が申請を行う」という限定的な条件下で実現することを表している。逆を言えば、そのような条件下でない場合、「筆記試験で基準点に達したときに合格を認めない」「国家資格試験の点数を公開しない」ということは実現しないことを意味している。すなわち、(60)の方には「認めない」「公開しない」ことを阻む抵抗力が存在する。渋谷（1993）が挙げる(57), (58)の例も「猶予を置くことが原則であるが、被告人の異議のない場合に限って猶予を置かないということが可能である」「普段は酒を飲むが、やろうと思えば3日ぐらい酒を飲まないということが可能である」とい

う解釈が成り立つ文であり、「猶予を置かない」「酒を飲まない」ということが限定的な条件下で、(原則猶予を置くという前提や酒を飲みたいという気持ちなどの) 抵抗力を克服しながら実現する事態として捉えられるために「ことができる」が自然になっているのである。以上の観察からわかるように、否定文を補文にとる「ことができる」の成立にも「事態実現を阻む抵抗力」という意味的要因が関わっているのである。

以上、「事態実現を阻む抵抗力」という概念が、本稿で中心的に考察した無情物・無意志の可能表現の成立を説明するためだけのアドホックな概念ではなく、実現可能や否定文を補文にとる「ことができる」など、少なくとも非典型的な可能表現の成立に共通して関わる意味的要因であることを示した。

## 5. おわりに

本稿では、従来の研究では成立しないと考えられていた日本語の無情物・無意志の可能表現が一定の条件下では成立することを指摘し、その成立を支える意味的要因に「主語の主体性」と「事態実現を阻む抵抗力」という2つの要因が関わっていることを明らかにした。具体的には、以下に示すような意味的要因に支えられることで、無情物・無意志の可能表現が成立することを示した。

### 【無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因 1】

無情物・無意志の可能表現が成立するためには、主語の主体性において、〈被使役的現象〉よりも高い主体性が必要になる。

### 【無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因 2】

無情物・無意志の可能表現が成立するためには、事態実現を阻む抵抗力の存在が必要になる。

「主語の主体性が必要」という主張は、可能表現の意味特徴を考える上で、主体の力(意志性や主体性)に注目してきた従来の研究と同じ方向性を持つものである。それに対して、「事態実現を阻む抵抗力が必要」という主張は、事態を実現させる方向に働く主体の力や条件の力ばかりが注目されてきた従来の研究とは異なる観点を示している。事態実現を阻む抵抗力という概念が、可能表現の非典型的な用法にとどまらず、典型的な用法を含む可能表現全体を論じる上でどれだけ有用な概念なのかを検討するためには、可能表現の他の用法や

他言語の可能表現と併せて議論する必要があるが、それについての議論は別稿に譲る。

## 注

- 1 本稿は筆者の2013年度博士論文「日本語と中国語の可能・難易表現に関する認知論的・語用論的研究」の一部に加筆・修正を行ったものである。
- 2 初出で出典の記載がない例文は筆者の作例である。作例における「ことができる」による無情物・無意志の可能表現の容認度判定は、38名の大学生、大学院生のアンケート調査を基にしている。アンケートでは以下の5段階で容認度の判定をしてもらい、それを点数化した。論文中では点数の平均値に基づいて3段階の記号を付している。  
「問題なく自然（4点）」「かなり自然（3点）」「どちらとも言えない（2点）」「かなり不自然（1点）」「全く不自然（0点）」。  
 $0 \leq "*" < 1.33\dots, 1.33\dots \leq "?" < 2.66\dots, 2.66\dots \leq " ”$ （ノーマーク） $\leq 4$
- 3 渋谷（1993, 1995）は主体性ではなく「動作主性」（渋谷1993）、「他動性」（渋谷1995）という用語を用いているが、基本的に森山（1988）の「主体性」の考え方を継承している。
- 4 呂雷寧（2008, 2011）も、日本語の可能表現の成立に「主体性」が関与することを主張している。呂雷寧の言う「主体性」は、森山の議論とは独立して定義されており、「主体の内的条件」と「主体の積極性」という複合的な要因からその度合いが決められるとされている。ただし、主語（主体）の事態に対する関与の度合いを規定するための概念であるという点では森山の議論からは大きく外れず、また、無情物・無意志の可能表現の議論で中心的に取り上げられているのは、次節で取り上げる「事態の望ましさ」「本来的性質」であるため、呂雷寧（2008, 2011）における主体性の議論の詳細は割愛する。
- 5 金子（1981）、奥田（1986）も、主語が無情物であっても日本語で可能表現が成立することを指摘しているが、これも（8）と同種の例文である。  
(i) こうした現象は話し手の目のまえの現象しか伝えることができません。  
(金子1981: 105)  
(ii) 計算機自身も、まるで水をえた魚のように、自己の計算速度にふさわしいはやさで、どしどしデータを取り入れることができるだろう。  
(奥田1986: 188)
- 6 呂雷寧（2011）が本来的性質という概念で捉えようとした現象とほぼ同じものに、森山（1988）の「特性記述」に関する指摘がある。森山は、「?この看板は立つことができる」と「この看板は斜面でも立つことができる」の対比を挙げ、後者の方が自然な理由として、「可能表現は、一種の性質の叙述なので、何かの特性を帯びることが必要である」と述べている。
- 7 森山は〈自然現象〉のさらに下の段階として、「春が来る」「時が経つ」などの〈起こることが必然的な現象〉という階層を立てているが、本稿では〈自然現象〉のやや特殊なケースと考え、これを独立して扱うことはしない。

- 8 「難なく」はwithout effortに対応する語として影山（1996）で語彙概念上、動作主（使役主）がいるか否かのテストとして提出されているものである。ただし、「難なく」は「容易に～しやすい（likely）」「すぐに（quickly）」の意味としても解釈可能であり、その解釈では判定に違いが生じる場合があるとして、三木（2004）がwithout effortの意味を表す副詞として「難なく」とは別に「楽に」という副詞を加えている。
- 9 「自然に」と類似の副詞として、「勝手に」（影山1996）、「ひとりでに/おのずから」（森山1988）がある。しかし、以下の理由から使役主の有無を測るテストとしてはこれらの副詞は採用しない。「勝手に」は「許可なしに」という意味が基本であり（三木2004）、「勝手に食べる」など、使役主が存在する場合にも自然に共起する。「ひとりでに/おのずから」は、「人為的な力を通常は必要とする事態が、自然に発生する」という意味が強く、人為的な力がそもそも想定しにくい〈自然現象〉などと共起しにくい（「?雨が {ひとりでに/おのずから} 降った」）。
- 10 「私が毎日気をつかってリップを塗ったので唇は変わることができた」のように、使役主を顕在させると、筆者の語感では容認度はかなり下がる。

## 引用文献

- 井島正博（1991）「可能文の多層的分析」仁田義雄（編）『日本語のヴォイスと他動性』pp.149－189、くろしお出版。
- 井上和子（1976）『変形文法と日本語（下）』大修館書店。
- 奥田靖雄（1986）「現実・可能・必然（上）」言語学研究会（編）『ことばの科学1』pp.181－212、むぎ書房。
- 影山太郎（1996）『動詞意味論』くろしお出版。
- 金子尚一（1981）「能力可能と認識可能をめぐって—非情物主語ということ—」『教育国語』65, pp.103－112。
- 渋谷勝己（1993）「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33（1）, pp.1－262。
- 渋谷勝己（1995）「可能動詞とスルコトガデキルー可能の表現—」宮島達夫・仁田義雄（編）『日本語類義表現の文法（上）』pp.111－120、くろしお出版。
- 張麟声（2001）『日本語教育のための誤用分析 中国語話者の母語干渉20例』スリーエーネットワーク。
- 寺村秀夫（1982）『日本語のシンタクスと意味I』くろしお出版。
- 三木望（2004）「「～づらい」について—自発と否定、可能の連続性—」影山太郎・岸本秀樹（編）『日本語の分析と言語類型』pp.127－145、くろしお出版。
- 森山卓郎（1988）『日本語動詞述語文の研究』明治書院。
- 林青輝（2007）「現代日本語における実現可能文の意味機能—無標の動詞文との対比を通して—」『日本語の研究』3（2）, pp.31－46。
- 呂雷寧（2008）「無意志自動詞の可能表現に関わる要因の分析—意志性・主体性・事態の性質を中心に—」『言葉と文化』9, pp.271－286。
- 呂雷寧（2011）「日本語における非情物の可能表現について—自動詞を中心に—」『名古屋外国語大学外国語学部紀要』41, pp.201－213。

**用例出典**

BCCWJ: 「現代日本語書き言葉均衡コーパス」国立国語研究所.